



まち並みと調和した 屋外広告物を目指して

施設・店舗の看板や案内板などの屋外広告物は、
私たちの生活に無くてはならないものです。
一方、景観を損ねないように、適正な管理が必要です。

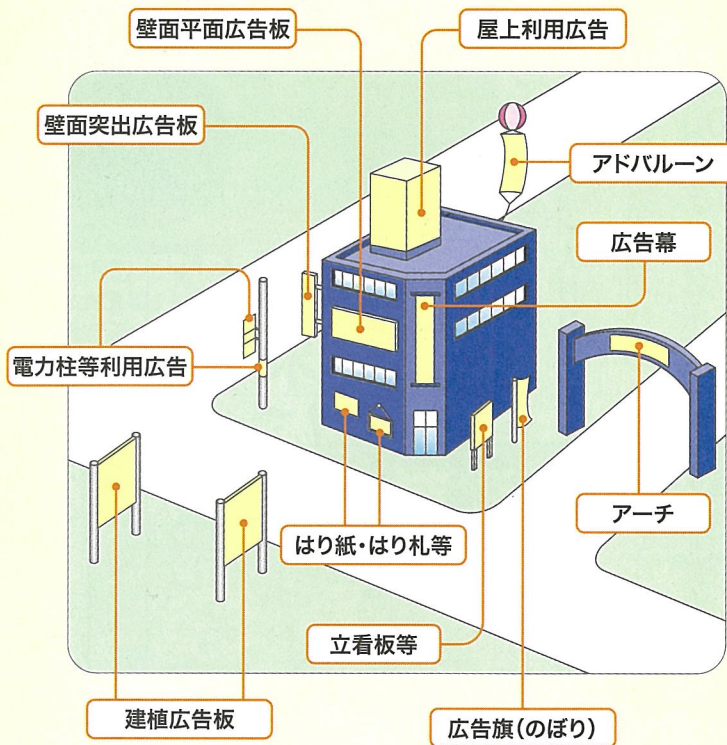
◆屋外広告物とは？

屋外広告物は、商品などをPRするため、屋外の目に付く場所に設置する広告板などのほか、店舗の看板や施設への案内表示板など様々なものがあり、私たちの生活に欠かせないものです。

また、屋外広告物は、まちの景観を構成する重要な要素でもありますが、無秩序な設置は美しい自然やまち並みなどの景観を損ねる原因にもなります。そこで、県では屋外広告物条例を定め、設置する地域や用途で屋外広告物の大きさなどの設置基準を設けています。

◆屋外広告物の種類

知っていましたか？いろいろな広告物があります



※これらの屋外広告物の設置には、それぞれ基準があります。

◆屋外広告物の適正な設置・管理に向けて

県では、屋外広告物が適正に設置・維持管理されるよう監督しています。公園や文化財、高速道路のインターチェンジの周辺などでは屋外広告物の設置に厳しい基準を設け、山形の良好な景観を阻害しないよう大きさや高さなどを制限しています。一方で屋外広告物は、まちの活気や賑わいを演出する効果があるので、商業地域などでは比較的緩い基準にしています。

毎年、9月1日から10日までを屋外広告物適正化旬間と定め、屋外広告物の制度の周知や違反広告物の撲滅に取り組んでいます。

危ない看板を見つけたら!?

老朽化した看板などを放置しておく、重大事故につながる恐れがあります。今年2月に、札幌市の繁華街で老朽化した屋外広告物が落下して歩行者に当たり、重傷を負う事故が発生しています。

県では、この事故を受け、監視を強化したほか、改めて屋外広告物の設置者に対して安全管理の徹底を呼びかけました。

老朽化している看板に気付いたときは、事故につながる可能性がありますので、下記担当課までご連絡をお願いします。



落下した看板(イメージ)

連絡先	
村山総合支庁建設総務課	☎023-621-8190
西村山建設総務課	☎0237-86-8377
北村山建設総務課	☎0237-47-8655
最上総合支庁建設総務課	☎0233-29-1377
置賜総合支庁建設総務課	☎0238-26-6069
西置賜建設総務課	☎0238-88-8223
庄内総合支庁建設総務課	☎0235-66-5574
酒田市内については、酒田市都市計画課	☎0234-26-5746

▶問い合わせ：県土利用政策課 ☎023-630-2430